

れんこん 新規就農者研修要綱

れんこん産地協議会

1. 事業内容

(1) 事業概要

管内農業は農業者の高齢化と後継者不足が経営意向調査等により顕著となつております。農家数の減少と産地規模縮小による販売額の段階的な減少が将来的に予想されます。管内農業を維持発展させるためには、新たな担い手の確保・育成による生産基盤の強化が必須であり、その為にれんこんの生産に取り組むことを希望する個人に生産技術、経営管理に関する研修を実施します。独立後はれんこん産地協議会及び海部れんこん組合に加入をしていただき、れんこん産地協議会（以下、協議会という）で、農業経営等のサポートを行います。

(2) 研修場所

れんこん産地協議会 組合員ほ場（愛西市）

※研修場所までは、原則研修生本人で移動をお願い致します。

(3) 研修期間

令和6年1月から令和7年12月まで（2年間）

1年目（R6.1～R6.12） れんこんの収穫方法は、手掘りと水掘りの2種類があり、各農家によっても栽培方法等は多岐にわたるため、ローテーション受入をさせていただき、様々な栽培・管理方法を学んでいただきます。また座学については、れんこん栽培の基礎研修等の項目を中心に行います。

2年目（R7.1～R7.12） 2年目開始前に、独立後の経営方針等の聞き取りを行います。（経営規模・雇用の有無等）聞き取りを基に、意向に合う農家の下で専属受入をさせていただきます。座学については、経営に必要な手続き等の項目を中心に行います。

また2年目から、就農計画の作成、各種補助金の申請、農地の取得に関わる手続き等を進めさせていただきます。

(4) 研修内容

農家実習・協議会による研修を通じ、以下の内容で研修を行います。

項目	研修内容
基礎研修	肥料・農薬の基礎、病害虫管理、農機の使用方法、栽培の知識
実務研修	受入農家にて栽培技術指導、収穫・選別の調整作業
経営管理研修	施設投資・税務申告等の経営に必要な知識・手続き
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	れんこん産地協議会・海部れんこん組合の行事等による交流

※通年で受入農家へ通えることが条件となります。

※研修内容は受入農家の指示により変更となる場合があります。

※研修期間の半年ごとに、必要な技術や知識が習得できているか効果確認を行います(面接)。意欲がないと認められる場合は、申し訳ございませんが、研修を終了させていただく場合があります。予めご了承お願い致します。

(5) 研修支援先

協議会

(県・市町村・JAあいち海部・JAあいち経済連・受入経営体)

(6) 支援内容

独立就農に向けた支援

J A・県・市町村等が連携して、以下の事項を総合的に支援します。

- 研修終了後の就農に向けた就農計画の作成、各種補助金の申請
- 農地（借り入れ）、農舎の斡旋
- 融資相談等、運転資金の調達

補助制度

○【就農準備資金】

対象者：就農予定期に49歳以下の研修期間中の研修生
支援額：12万5千円/月（150万円/年）※最長2年間

○【経営開始資金】

対象者：経営開始時に49歳以下の認定新規農業者
支援額：12万5千円/月（150万円/年）※最長3年間

○ 【経営発展支援事業】

対象者：49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者であって、

都道府県からの支援を受ける者

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

対象経費：機械（軽トラ除く）・施設等

※各種補助金には条件があり、毎年制度が見直しされる可能性があります。

（7） 研修条件

ア、研修に係る誓約書の締結は必須とさせていただきます。

イ、研修時間：午前8時から午後5時

※受入農家の指示により変動する場合があります。

ウ、休憩時間：午後12時から午後1時までの1時間

※受入農家の指示により変動する場合があります。

エ、休憩場所：原則、研修先で休憩とします。研修先にて不都合がある場合は、

J A施設（園芸課、北部営農センター、各支店等）の利用も可とします。

オ、休日：火・土曜日

※収穫時期等の繁忙期は休日に研修を実施することがあります。

（8） 研修費用

研修費用は無料です。（生活費・交通費・昼食代等は自己負担となります。）

また、研修期間内の作業・時間外作業等への対価はお支払いできません。これは、「農業次世代人材投資資金（準備型）」を申請する場合、受入農家から研修生へ賃金の支払いがあると、資金の返還となるためです。予めご了承お願い致します。

個人的に必要な道具や消耗品等は各自で持参をお願い致します。けがや病気の治療については、研修生負担とさせていただきます。尚、傷害保険の加入は必須とし、J Aから傷害保険の斡旋をさせていただきます。